

厚岸町規則第3号

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月8日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成13年厚岸町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条中「厚岸町職員服務規程（平成24年厚岸町訓令第4号）」を「厚岸町役場庁舎当直規程（平成27年厚岸町訓令第54号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。